

議第151号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第2項を次のように改める。

法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後に普通徴収に係る保険料を納付する場合には、当該保険料の額に、延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 京都市市税条例第9条第1項各号列記以外の部分及び附則第3条の9第1項の規定は、前項の延滞金額を計算する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、別に定める。

第10条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその保険料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 前2項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市介護保険条例第10条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

保険料の延滞金の割合を改定する必要があるので提案する。